

【令和 6 年 9 月 25 日開催 光明小学校未就学児世帯向け説明会における質疑応答】

No.	質問・意見	回答
1	経過措置の期間は？ 今年12月に生まれた子を対象にしてほしい。	経過措置の期間を長くすると、その子どもたちが悩む時期を過ごすことになります。 「今年度内に生まれた子と、そのきょうだい」というのが、1つの基準となると思いますが、検討させていただきます。
2	9年間を見通した教育について、1つの小学校から1つの中学校へ進学する場合と、複数の中学校へ分かれて進学する場合でどう違うのか？	小学校と中学校の連携が取りやすくなり、引き継ぎをスムーズに行うことができます。配慮が必要な子ども達や、支援が必要な家庭に長期的に丁寧に寄り添えることに繋がっていきます。小中一貫や校区の整合を取ることのメリットになります。
3	近隣市では、どこで小中一貫校が導入されているのか？	西宮市において、西宮浜義務教育学校が設置されています。
4	光明小学校が近くの小学校と統合した場合、経過措置はどうなるのか？	現在、具体的な統合の話はありませんが、そうしたことがあった場合でも、一定の経過措置の期間については、担保されるべきと考えます。
5	光明町自治会への説明会ではどのような意見が出たのか？その意見を尊重してほしい。	「正式に決定する前には、説明の場を設けてほしい」との意見がありました。
6	高司中学校ではなく、宝塚第一中学校に取りまとめて進学することにしても良かったと思う。	経過措置を設けることによって、保護者の意向を一定汲むことができるものと考えます。
7	高司中学校のイメージアップに努めてほしい。 (意見)	—
8	光明町だけでなく、福井町に住む子も、中学校を選択できるようにしてほしい。	今回の校区変更案とそれに伴う経過措置は、光明小学校区全域を対象とするもので、現行高司中学校区である福井町に住む児童も、保護者の申請に基づき宝塚第一中学校を選択できるよう、検討しています。